

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2020年(令和2年)

8月1日

No.7

1. 成年後見制度における現在の申立件数や利用者数

平成12年、介護保険制度がスタートし、利用者が事業者との契約のもと介護サービスを受けるようになりましたが、併行して、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではないため、事業者との契約が難しい利用者などを支援する「成年後見制度」が創設され20年が経過しました。

これまでに、全国的な成年後見制度の申立件数、利用者数は、制度が創設された平成12年の申立件数8,956件から、平成30年には36,549件と、約4倍に増加し続けています。また、令和元年12月末時点で、利用者数は224,442人となっており、認知症を患う人の増加、また単身高齢者や高齢者夫婦世帯の増加も相まって、成年後見制度の必要性がより高まっていることなどが増加の要因と考えられます。

➤ 掲載内容

- 1 成年後見制度における現在の申立件数や利用者数
- 2 令和2年度運営委員会・審査検討会委員の紹介
- 3 相談援助職を対象としたアンケート調査結果

★トピックス★

成年後見人等に支払う報酬について

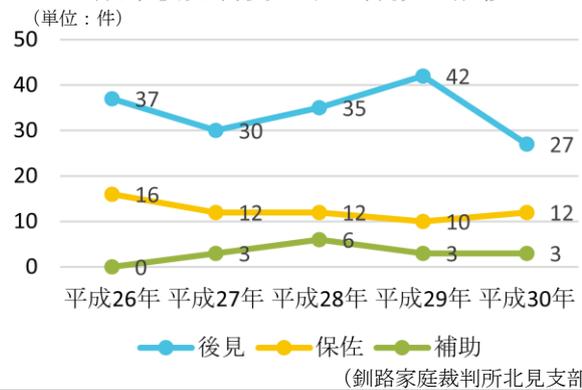
成年後見制度の利用者数(令和元年)

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
全国	171,858	38,949	10,983	2,652	224,442
全道	5,751	1,590	366	81	7,788
北見	187	37	12	1	237

※同一時期のデータが得られなかったため、全国は令和元年12月、全道は令和元年10月、北見は令和2年1月時点の利用者数を参考値として掲載する

一方で、全国の利用率(平成29年時点2.1%：平成29年度版高齢社会白書、障がい者白書)と北見市を比較すると、北見市の後見制度利用者数(平成29年時点1.5%：北見市成年後見支援センター試算)は、下回っており、必要とする人に対して制度が十分に行き届いていないことが示唆されます。

北見市における 成年後見制度の申立件数の推移



▲北見市成年後見支援センター職員

当センターで対応する成年後見制度に関する相談件数は年々増加していますが、その中には、現時点では制度利用には至らないまでも、将来的に利用が必要と考えられるケースも少なくなく、早期に専門職や関係機関が関わりを持つことで、適切な時期を相談しながら制度を利用することも出来ると考えられます。

このような現状や課題等に対して、当センターは、今後も必要とされる方に制度が届くよう、専門職や関係機関との連携や、支え合うことのできる温かな地域づくりに努めてまいります。

2. 令和2年度 北見市成年後見支援センター運営委員会・審査検討会委員の紹介

北見市成年後見支援センターでは、6月25日、「3密を避ける」「換気・消毒を行う」等、コロナウイルス感染症予防に配慮した中で、令和2年度 第1回運営委員会を開催いたしました。会の前段では、任期満了に伴い、新たな任期を担われる委員の皆様へ社会福祉協議会会長より、委嘱状の交付を行いました。新たな任期における構成団体は以下の9団体です。

- ◇釧路弁護士会
- ◇釧路司法書士会／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート釧路支部
- ◇公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部
- ◇北見市民生委員児童委員協議会
- ◇北見市障がい者相談支援センター
- ◇北見市地域包括支援センター連絡協議会
- ◇北見地域介護支援専門員連絡協議会
- ◇日本赤十字社 北見赤十字病院
- ◇一般社団法人北海道精神保健福祉士協会道北ブロック



▲北見市成年後見支援センター運営委員会の様子

今期より、北見赤十字病院様、精神保健福祉士協会様の2団体には両委員会に、また、オブザーバとして釧路家庭裁判所北見支部様、北海道オホーツク総合振興局様にも参画いただけることとなりました。今年度の運営委員会・審査検討会は、延べ7回の開催を予定しています。

今年度も運営委員会・審査検討会を中心に、北見市、またオホーツク圏域における成年後見制度の利用促進に向けて、より具体的な議論や仕組み作りを進めてまいります。

3. 「相談援助職を対象としたアンケート調査」結果まとまる

北見市成年後見支援センターでは、『2019年度北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成』の採択を受けて、主に成年後見制度に関わる専門職等の理解度や課題を把握することを目的としたアンケート調査を令和元年11月18日（月）から11月29日（金）の期間で実施しました。

成年後見制度に関係する機関で相談援助職に従事する職員を対象とした当調査に際して、70機関・事業所、243名もの大変多くの皆様にご協力をいただきました。調査にご協力いただきました皆様に、心より深く感謝申し上げます。

調査結果 PICKUP

約36%の事業所が職員体制の不備を感じている

回答のあった事業所のうち25事業所(35.71%)が職員体制の不備を感じており、意思決定支援の推進や成年後見制度利用促進に向けては、相談支援機関等の現状における課題等に配慮したうえで、取り組みを推進する必要があると考えます。

一方で、成年後見制度や成年後見支援センターの活用によって、支援者が一人で抱えている問題を関係機関で共有するなど、通常業務の負担を軽減できる可能性も示唆されており、より具体的な事情を把握し取り組みを検討する必要があると考えます。

今回の調査では、当該制度や当センターの運営の在り方をはじめ、制度の様々な課題が浮かび上がる結果となりました。この調査結果をもとに、成年後見制度の利用促進、また当市やオホーツク圏域における権利擁護の更なる推進に向けて役立ててまいります。

次号は「成年後見制度の理解度について」
調査結果を掲載予定です

配置職員の充足状況について

回答内容	回答数(件)	割合(%)
職員体制はニーズに対して十分である	39	55.71
職員体制はニーズに対して不十分である(体制が不足している)	25	35.71
わからない・その他	4	5.71
未回答	2	2.86
合計	70	100.00

上記で「不十分である」を選択した方にお聞きした 職員体制の不足により生じている課題(複数回答)

回答内容	回答数(件)	割合(%)
事業の積極的な広報や潜在的な利用者の掘り起こしが出来ない	14	20.90
相談者(利用者)の意思に沿ったきめ細やかなニーズ聴取や支援調整ができない	10	14.93
相談者(利用者)の状況(単身世帯である、処遇困難な課題を抱えている、複合的な課題を抱えているなど)によって、優先順位をつけて対応せざるを得ない	9	13.43
職員教育や日々のスーパービジョンに必要な時間を設けることができない	9	13.43
モニタリングにかかる時間や頻度を制限せざるを得ない	7	10.45
面接や利用契約手続等の対応に時間がかかり、利用待機者が生じている	5	7.46
訪問回数を制限せざるを得ない	4	5.97
職員間の連携や情報共有が十分に実施できない	4	5.97
その他	5	7.46
合計	67	100.00

★トピックス★ 成年後見人等に支払う報酬について

成年後見制度において、家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力やその他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています。(民法862条)

現時点では、東京家庭裁判所で提示されている目安額が参考になります。

○基本報酬

通常の後見事務を行った場合の報酬

管理財産額	報酬額めやす
～1000万円	月額2万円
1000～5000万円	月額3～4万円
5000万円～	月額5～6万円

(東京家庭裁判所)

○付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合や、成年後見人が報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別な行為をした場合に付加する報酬

※後見報酬については、釧路家庭裁判所北見支部では公表していません。

報酬額は裁判官の裁量によるため、家庭裁判所ごとに目安額は異なります。

最高裁判所では現在、利用者が後見人に支払う報酬の具体的な算定方法に関する考え方を改める検討をされており、今後、費用に関する疑問や不明瞭な点についてお示しできるようになると考えています。



費用負担が難しい場合は…

北見市では、費用負担が困難であっても、必要とする市民が制度を利用できるように、生活保護受給者や資産・収入等の状況から市長が認めた市民に対して、申立てに必要な費用や後見報酬を助成する「北見市成年後見制度利用支援事業」を設けています。